



第 2 次ゼロカーボン米子市役所 アクションプラン

～第 4 次米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～

2026年（令和8年）3月

米子市



1. 基本的事項	2
(1) 計画の位置付け	2
(2) 計画の目的	2
(3) 対象とする範囲	3
(4) 対象とする温室効果ガス	3
(5) 計画の期間	3
(6) 上位計画及び関連計画との位置付け	3
2. 背景	5
(1) 気候変動の影響	5
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	5
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	5
3. 温室効果ガスの排出状況	8
(1) CO ₂ 排出量の算定方法	8
(2) エネルギー使用量	8
(3) CO ₂ 排出係数	8
(4) 温室効果ガス総排出量	9
4. 温室効果ガスの排出削減目標	9
(1) 目標設定の考え方	9
(2) 温室効果ガスの排出削減目標	9
5. 目標達成に向けた取組	11
(1) 取組の基本方針	11
(2) 具体的な取組内容	12
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	18
(1) 推進体制	18
(2) 点検・評価・見直し体制	19
(3) 進捗状況の公表	19

1. 基本的事項

(1) 計画の位置付け

本市では、2016年度（平成28年度）地球温暖化対策実行計画（事務事業編）として、以下の計画を策定してきました。

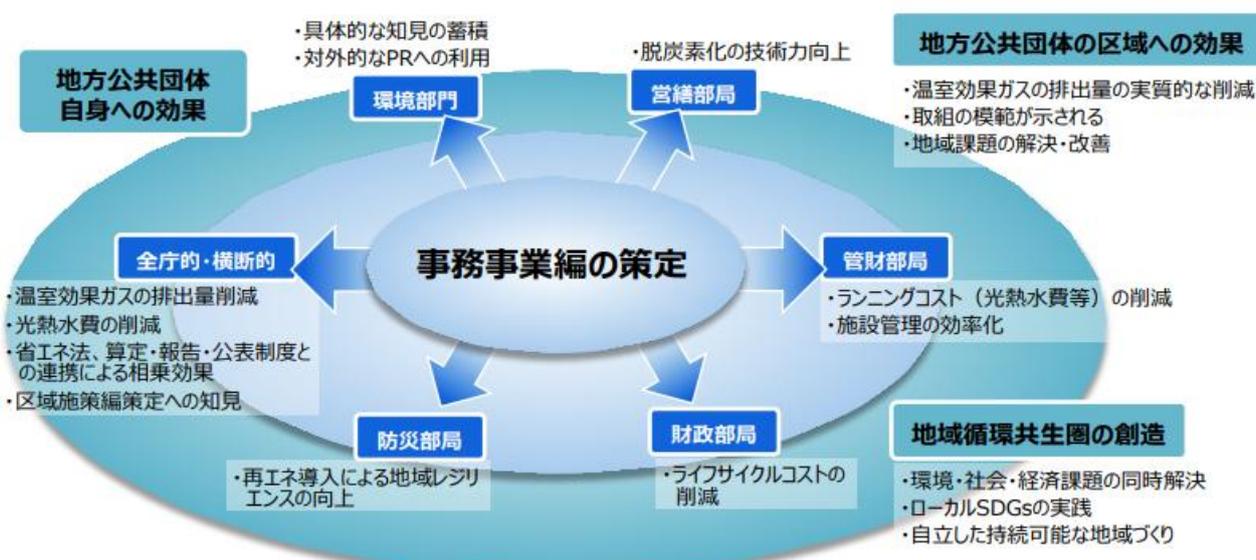
表 1 過去の計画と今次計画

計画名称	位置づけ	期間	段階
米子市役所地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)		2016年度～2020年度 (H28年度～R2年度)	第1次
業務改善から始まる CO ₂ 削減計画	第2次米子市役所地球温暖化 対策実行計画（事務事業編）	2021年度～2022年度 (R3年度～R4年度)	第2次
ゼロカーボン米子市役所 アクションプラン	第3次米子市役所地球温暖化 対策実行計画（事務事業編）	2023年度～2025年度 (R5年度～R7年度)	第3次
第2次ゼロカーボン米子市役所 アクションプラン	第4次米子市役所地球温暖化 対策実行計画（事務事業編）	2026年度～2030年度 (R8年度～R12年度)	第4次

今次、第3次計画の期間終了に伴い、米子市役所の温室効果ガス排出削減を継続推進するため、第2次ゼロカーボン米子市役所アクションプラン（以下「本計画」という。）を策定します。本計画は、国の最新の温暖化対策方針等を踏まえ、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までの期間を対象に、引き続き市役所の業務におけるCO₂削減に取り組むものです。なお、本計画を「第4次米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」としても位置づけます。

(2) 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、「地球温暖化対策計画」に即して、米子市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。本計画策定により、地方公共団体自身への効果と地域全体への効果を期待することができます。



出典 地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（簡易

図 1 事務事業編の効果

(3) 対象とする範囲

対象範囲は、本市（教育委員会、上下水道局含む）が行う全ての事務事業とし、米子水鳥公園等の指定管理者制度を導入している施設を含む、全ての施設を対象とします。

(4) 対象とする温室効果ガス

本市ではCH₄（メタン）やN₂O（一酸化二窒素）等の排出による影響は小さいと考えられます。「ゼロカーボンシティよなごアクションプラン」に即し、本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。ただし、CO₂以外の温室効果ガス削減についても積極的に検討していきます。

(5) 計画の期間

2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）末までを計画期間とします。本計画の目標年度は、「第2次米子市環境基本計画」及び「ゼロカーボンシティよなごアクションプラン」に即し、設定します。また、米子市脱炭素社会実現推進委員会において計画の進捗を諮り、必要に応じ計画の見直しを行います。

項目	年度																	
	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31/R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12
期間中の事項	基準年度																	
計画期間	第1次																	
	第2次																	
	第3次																	
	第4次																	

図2 計画期間

(6) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、2025年（令和7年）現在、「第2次米子市まちづくりビジョン（第5次米子市総合計画及び第3期米子市地方創生総合戦略）」、「第2次米子市環境基本計画」及び市域全体を対象とした「ゼロカーボンシティよなごアクションプラン（米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に即し策定します。

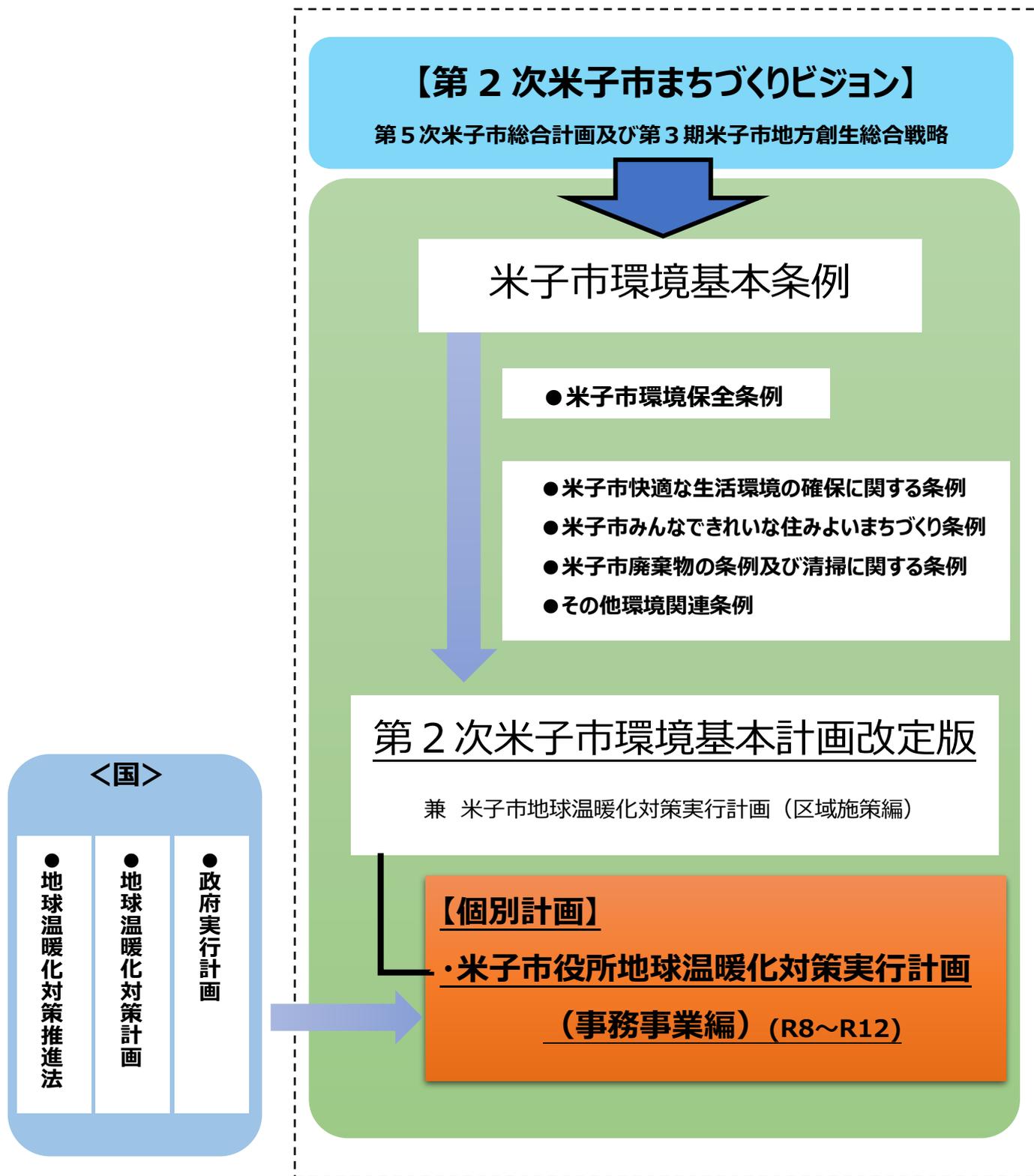


図3 本計画の位置づけ（2026年（令和8年）4月の姿）

2. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化は、人類の生存や社会の持続可能性に関わる深刻な課題であり、安全保障上の脅威と位置づけられています。2021年（令和3年）に公表されたIPCC第6次評価報告書では、人間活動が地球温暖化の主因であることが再確認され、猛暑や豪雨などの極端気象が世界中で増加していることが示されました。

日本においても、2023年・2024年（令和5年・6年）にかけて記録的猛暑が続き、熱中症被害が拡大しました。2023年（令和5年）7月には秋田・北陸地方で豪雨災害が発生し、2024年（令和6年）夏には九州・中国地方で集中豪雨による被害が相次ぎました。海外では、2023年（令和5年）のカナダで大規模森林火災が発生し、同年の欧州やアジアでは45℃を超える熱波が観測されました。このような状況のもと、気候変動の緩和と適応の両立が重要であり、地域においても計画的な温暖化対策と災害への備えが急務となっています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）のCOP21において採択されたパリ協定は、全ての国が参加し、気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く、1.5℃に抑える努力を追求することを初めて明示した国際的合意であり、各国は温室効果ガスの削減目標（NDC）を5年ごとに提出・更新することとなりました。

2018年（平成30年）に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」では、1.5℃目標の実現にはCO₂排出を2050年（令和32年）頃に正味ゼロとする必要があると示され、各国でカーボンニュートラル宣言が広がりました。

2023年（令和5年）開催のCOP28では、再生可能エネルギーの導入拡大が主要議題の一つとなり、2030年までに世界全体で再生可能エネルギー容量を3倍に、エネルギー効率改善を2倍にするという目標に多くの国が署名しました。2024年（令和6年）のCOP29では、国際炭素市場のルール整備が進展しました。これにより各国の排出削減努力の信頼性を高め、国境を越えた協力の促進につながるかと期待されています。さらに2025年（令和7年）7月には、国際司法裁判所（ICJ）が「気候変動への対応が不十分な国家は国際法違反に問われる可能性がある」とする意見を示しました。

また、IPCC第6次評価報告書では、温室効果ガスの排出は2025年までにピークを迎え、2030年までに2019年比で43%削減する必要があるとされており、1.5℃目標の達成には今後10年の対策強化が極めて重要とされています。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年（令和2年）10月、我が国は、2050年（令和32年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年（令和32年）カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年（令和3年）4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度（令和12年度）の温室効果ガスの削減目標を2013年度（平成25年度）比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年（令和3年）6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年（令和32年）までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」に関する施策目標の追加や、

地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定するよう努めるものとされています。

2021年（令和3年）10月には、「地球温暖化対策計画」の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された「地球温暖化対策計画」では、2050年（令和32年）カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度（令和12年度）において、温室効果ガスを2013年度（平成25年度）比46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度（令和12年度）目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

【参考】温室効果ガス別の排出削減・吸収量の目標・目安

【単位：100万t-CO₂、括弧内は2013年度比の削減率】

	2013年度実績	2030年度（2013年度比）※1	2040年度（2013年度比）※2
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760（▲46%※3）	380（▲73%）
エネルギー起源CO ₂	1,235	677（▲45%）	約360～370（▲70～71%）
産業部門	463	289（▲38%）	約180～200（▲57～61%）
業務その他部門	235	115（▲51%）	約40～50（▲79～83%）
家庭部門	209	71（▲66%）	約40～60（▲71～81%）
運輸部門	224	146（▲35%）	約40～80（▲64～82%）
エネルギー転換部門	106	56（▲47%）	約10～20（▲81～91%）
非エネルギー起源CO ₂	82.2	70.0（▲15%）	約59（▲29%）
メタン（CH ₄ ）	32.7	29.1（▲11%）	約25（▲25%）
一酸化二窒素（N ₂ O）	19.9	16.5（▲17%）	約14（▲31%）
代替フロン等4ガス	37.2	20.9（▲44%）	約11（▲72%）
吸収源	-	▲47.7（-）	▲約84（-）※4
二国間クレジット制度（JCM）	-	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	官民連携で2040年度までの累積で2億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

※1 2030年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。

※2 2040年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく2040年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。

※3 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

※4 2040年度における吸収量は、地球温暖化対策計画第3章第2節3.（1）に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

3

出典) 地球温暖化対策計画の概要 P3 <https://www.env.go.jp/content/000291668.pdf>

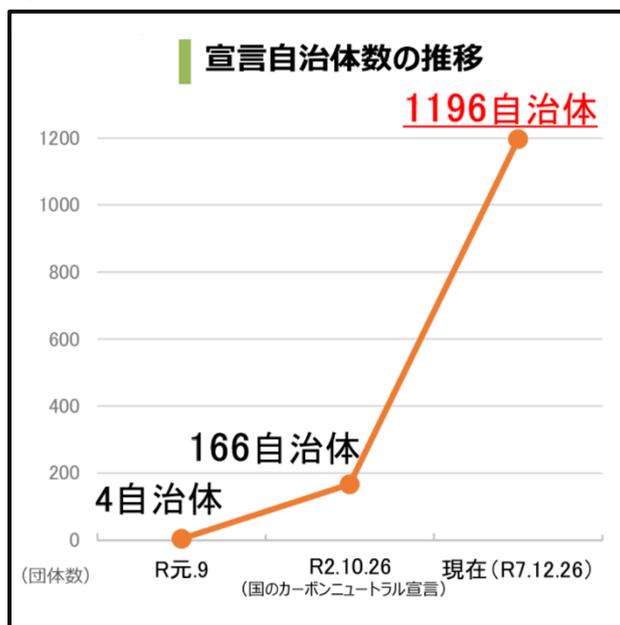
図4 温室効果ガス別の排出削減・吸収量の目標・目安

さらに「地球温暖化対策計画」では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う「地方公共団体実行計画」の策定率を2025年度（令和7年度）までに95%、2030年度（令和12年度）までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年（令和32年）までのCO₂排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年（令和元年）9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2025年（令和7年）12月26日時点においては1196地方公共団体と加速度的に増加しています。

また2022年（令和4年）6月には、環境省による「第1回脱炭素先行地域」に米子市・境港市が選定されました。これは、地方自治体が地域の強みを生かし大胆な脱炭素化を先行的に推進することで、地域の課題解決と脱炭素化を両立して進める取り組みです。

2025年（令和7年）2月、政府は温室効果ガス排出削減のための「政府実行計画」を改定しました。これは地球温暖化対策推進法第20条に基づき、政府の事務・事業における排出削減方針を示すものです。この中で、温室効果ガス排出削減目標として、2030年度（令和12年度）までに2013年度（平成25年度）比で50%削減を目指す現行目標に加え、2035年度（令和17年度）に65%、2040年度（令和22年度）に79%削減という長期目標を設定しています。また、太陽光発電設備は2030年度（令和12年度）までに政府保有建築物の約50%に設置すること、新築建築物は2030年度（令和12年度）までにZEB Ready相当となることを目指しています。さらに、公用車やLED照明は2030年度（令和12年度）までに100%導入を目指し、電力調達は2030年度（令和12年度）に再エネ比率60%とするとしています。



出典) 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体 (2025)

<https://www.env.go.jp/content/000366566.pdf>

図5 CO₂排出実質ゼロを表明した地方公共団体

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) CO₂排出量の算定方法

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のように、CO₂排出量を算定します。

(1)燃料(ガソリンや軽油等)の使用に関して(※燃料種ごとに算定)
CO₂排出量 = 燃料使用量 × 単位使用量当たりの発熱量
× 単位発熱量当たりの二酸化炭素排出量

(2)他人から供給された電気の使用に関して
CO₂排出量 = 電気使用量 × 単位使用量当たりの排出量

CO₂排出量を削減するためには、ガソリンや軽油等の燃料使用量及び電気使用量（以下「エネルギー使用量」という。）の削減又は単位使用量当たりの排出量（以下「CO₂排出係数」という。）の削減が必要です。以下に、CO₂排出量の見通しについて、「エネルギー使用量」、「CO₂排出係数」のそれぞれについて示します。

(2) エネルギー使用量

2023 年度（令和 5 年度）のエネルギー種別ごとの使用割合は、電気が約 9 割を占めています。近年、年平均気温が上昇傾向にあるため、夏期の空調利用により多くの電気を消費し、エネルギー使用量の増加が見込まれます。

今後、施設利用におけるエネルギー使用量を抑制するためには、施設改修を行う際に、高効率の機器の導入を図るといったことを検討する必要があります。

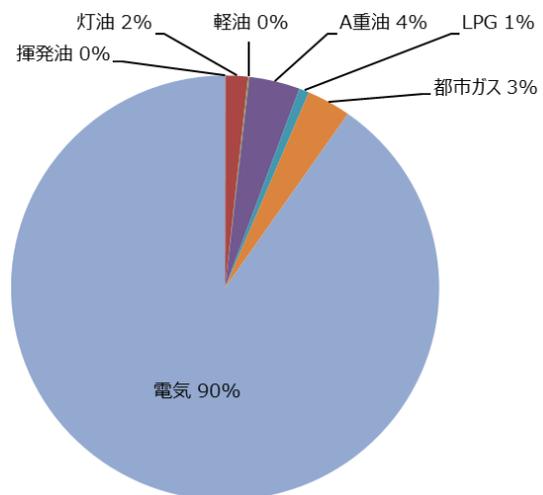


図 6 令和 6 年度エネルギー使用実績

(3) CO₂排出係数

CO₂排出係数を削減するために、再生可能エネルギーを由来とした小売電気事業者から電気を調達することで、大きく削減効果が見込めます。本市においては、すでに多くの施設で CO₂排出係数の低い小売電気事業者から電力を調達しています。加えて、脱炭素先行地域づくり事業の取組により、2027 年度（令和 9 年度）時点での市の消費電力の多くは、再エネに転換される見込みです。なお、残存する CO₂排出係数の高い電力を調達している施設については、電力調達先の見直しを図ることで CO₂排出係数の削減が見込めます。

(4) 温室効果ガス総排出量

本市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度（平成25年度）において、26,244t-CO₂となっています。2024年度（令和6年度）においては、19,587t-CO₂であり、削減率は基準年度比25%でした。これは、本市の電力使用量の大部分を供給する小売電気事業者のCO₂排出係数の増によるものであるため、CO₂排出係数の変動影響によるCO₂排出量の増減を緩和する意味でも、調達電力の再エネ化が必要です。

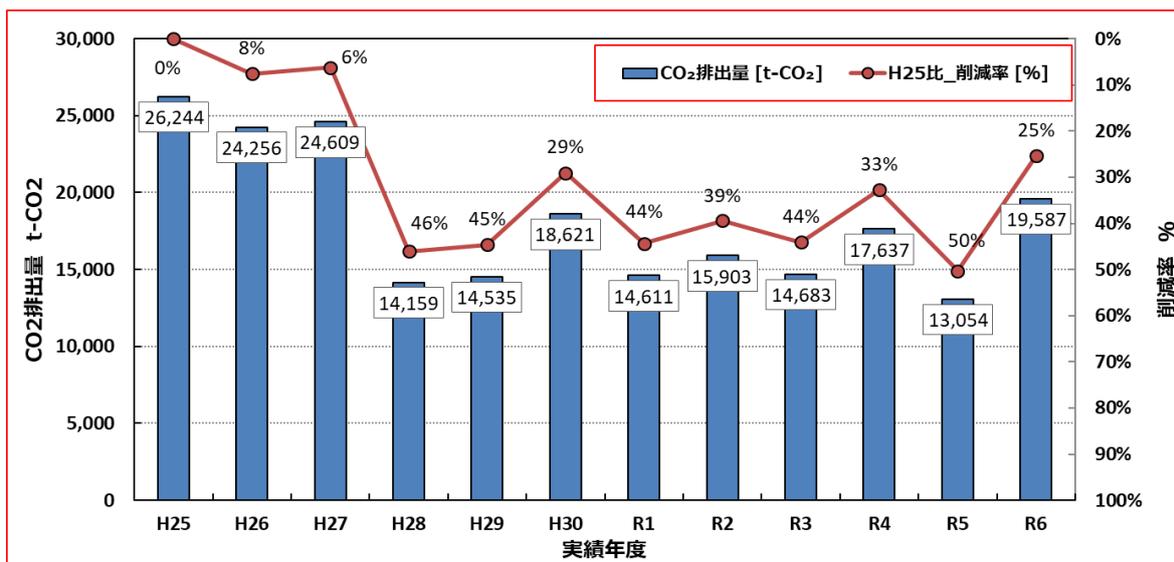


図7 米子市役所におけるCO₂排出実績

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

2022年度（令和4年度）に環境省が募集した第1回脱炭素先行地域に、本市他3団体で共同提案した「脱炭素先行地域づくり事業」における本市の脱炭素先行地域における公共施設群への再生可能エネルギーの供給事業により、「脱炭素先行地域づくり事業」の事業計画の終了年である2026年度（令和8年度）には、市有施設の多くで再エネの導入が実現する予定です。他の施設においても再生可能エネルギーによる電力供給の推進を加速することで、カーボンニュートラルの達成に先進的に取り組みます。「政府実行計画」等も踏まえて、米子市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの排出削減目標

基準年度を2013年度（平成25年度）とし、これまでの事務事業編の排出削減目標を継続して、2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比100%削減することを目標とします。

表 2 温室効果ガスの排出削減目標

項目	基準年度 (2013年度(平成25年度))	2030年度(令和12年度) 目標
温室効果ガスの排出量	26,244t-CO ₂	0t-CO ₂
削減率	-	100%

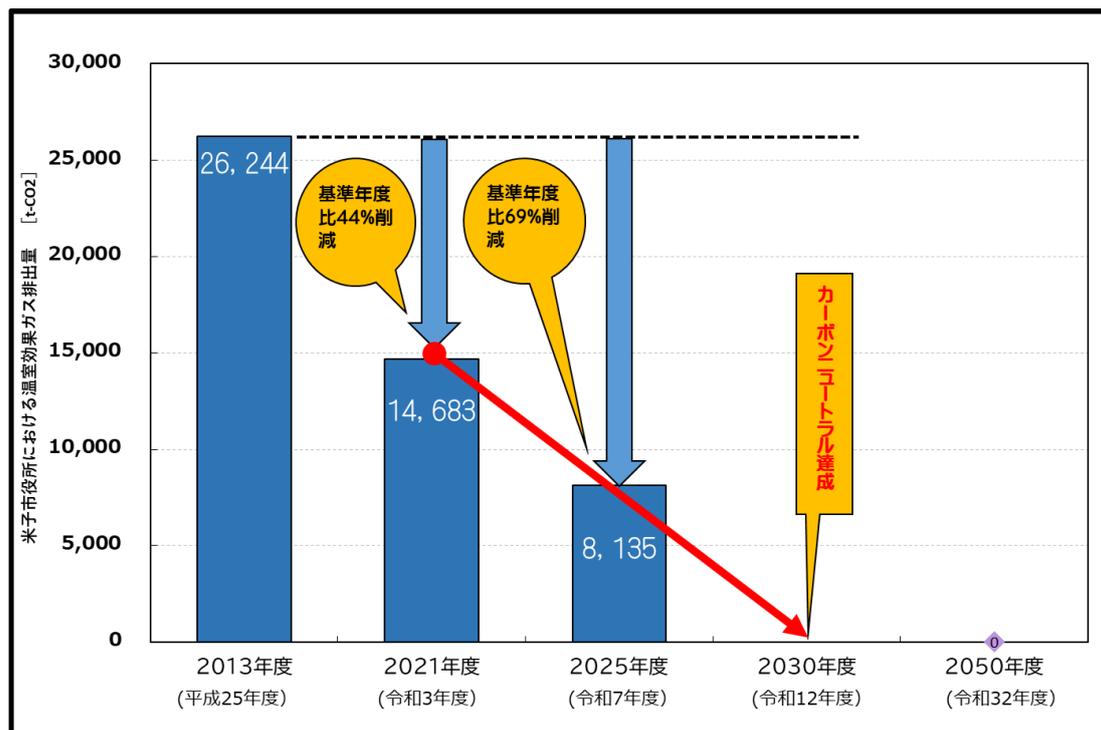


図 8 本市の事務・事業における削減目標

※脱炭素先行地域

2050年(令和32年)カーボンニュートラルに向けて、民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度(令和12年度)目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域。

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

2022年度（令和4年度）に選定された「脱炭素先行地域づくり事業」を本取組の柱の一つとして位置付けるとともに、本市の公共施設への再生可能エネルギー供給の取組を中心として、各施設での施設整備における再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化の推進を積極的に図ってまいります。

また、本市が実施するすべての事務事業において、職員の行動変容を促すとともに関係部局の連携及び官民連携の推進を行い、脱炭素社会実現に向けた取組を実施します。

取組の基本方針

① 脱炭素先行地域づくり事業の推進
市有施設や荒廃農地に太陽光発電設備を導入するとともに、既存の再エネ設備（グリーンセンター等）の再エネ電気を各施設へ供給すること等により脱炭素化を図ります。
② 施設設備等の創エネ・省エネ化の推進
本市の施設は、本庁舎をはじめとして、下水道施設やごみ処理施設など老朽化が進行しており、逐次更新時期が到来します。今後、新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、脱炭素社会実現の視点から、エネルギー効率の高い施設設備の導入等により創エネ・省エネルギー化を推進します。
③ DXによる脱炭素施策の推進
少子高齢化により、生産年齢人口が減少し、将来、米子市も職員数が減少していきます。また、コロナ禍での非対面での窓口手続き、場所や時間にとられない働き方の実現が求められています。グリーン・イノベーションによる環境技術の革新が進む中、スマート自治体への転換を具体化し、DXを活用してカーボンニュートラルに向けた様々な仕組みを実施し、効率的な施策を推進していきます。
④ 公用車の次世代自動車の導入検討
公用車への次世代自動車の導入について、再生可能エネルギーの技術革新の状況を踏まえながら、ハイブリッド車等の導入を検討します。
⑤ 職員の省エネルギー率先行動の推進
職員は、すべての事務事業において、脱炭素社会実現の意識をもって事業遂行に努めます。また、エネルギー削減に繋がる取組を積極的に行うため、職員の省エネルギー率先行動（別表）を推進していきます。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

(2) 具体的な取組内容

① 脱炭素先行地域づくり事業の推進

指標	2030 年度（令和 12 年度）目標値
公共施設への太陽光発電の導入	800 kW
再エネ電力調達率	60 %

- 米子市の公共施設について、地域新電力であるローカルエナジー株式会社が PPA 事業者となって各施設や荒廃農地に太陽光発電設備を導入します。
- 既存の再エネ設備（米子市クリーンセンター、米子市内浜処理場）で発電した再エネ電気を各施設へ供給します。
- 再生可能エネルギーを水道施設に供給するとともに、需給調整のための大規模蓄電池を導入し、需給管理を実施します。
- 市有施設の電力使用量を一元管理、見える化するデータプラットフォームを構築して脱炭素施策の効果検証を行うとともに、データ検証による各施設の脱炭素施策の検討及び職員の行動変容を促進します。
- 水道局の施設用地に、太陽光発電設備（非 FIT）の導入をします。
- 建物の構造上の問題がない公共施設を対象として太陽光発電設備の導入を検討します。
- 弓ヶ浜半島に点在する荒廃した農地に太陽光発電設備（非 FIT）を導入し、必要に応じて農業と太陽光発電の両立（ソーラーシェアリング）も検討します。
- 太陽光発電設備を設置した施設の BCP 及び再エネ需給調整を目的に、蓄電池の整備を検討します。なお、電力の需給調整については地域新電力と連携し、具体的な手法等について協議していきます。
- 市有施設および指定管理先においては、CO₂排出係数の低い電力の調達を検討します。その際は中小企業振興条例及びエネルギーの地産地消の観点から地元企業からの調達を目指します。

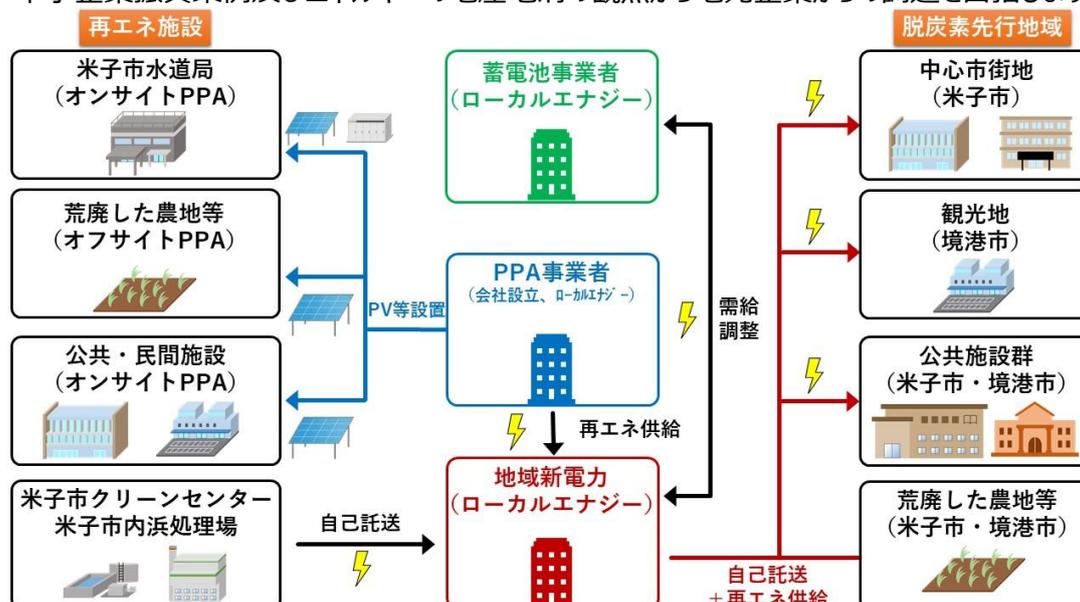


図 9 脱炭素先行づくり事業（米子市公共施設対象）の概要

＜活用可能な既存の再エネ発電設備の状況＞

○米子市クリーンセンター（卒 FIT）

米子市クリーンセンターは、米子市及び境港市の一般廃棄物の処理施設であり、蒸気タービン発電機（4,000kW×1基）により年間 18,316,000 kWh を発電し、売電しています。

○米子市内浜処理場消化ガス発電（非 FIT）

米子市内浜処理場は、米子市の下水処理を行っている施設であり、消化ガス発電機（24.5kW×2基）により年間 360,000kWh を発電し、ローカルエナジー株式会社に売電しています。本施設は、FIT 認定を受けていないため、全量が再生可能エネルギーです。



図 10 米子市クリーンセンター



図 11 内浜処理場消化ガス発電機

② 施設設備等の創エネ・省エネ化の推進

指標	2030 年度（令和 12 年度）目標値
LED 照明の導入	今後予定する新築事業については LED の導入を必須とし、既存設備については LED への転換の検討を続ける。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Ready 相当となることを目指す。

- ▶ 計画的に省エネ改修（高気密、高断熱、LED 照明等）や環境に配慮した高効率設備導入を検討します。
- ▶ 新築建築物については、インシャルコストのみならずランニングコストも含めて費用対効果を検討します。

参考：下水道処理施設の省エネ化及び創エネ化の推進

○下水道処理施設の施設整備に当たり、国土交通省に申請し、2022 年（令和 4 年）1 2 月に登録された「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」に基づき、下水道の持続可能性を高めるとともに、処理場の省エネ化及び創エネの推進を図ります。

- ▶ 所管している施設への太陽光発電設備の設置など、再生可能エネルギーの導入を検討し、建物の ZEB 化を検討します。

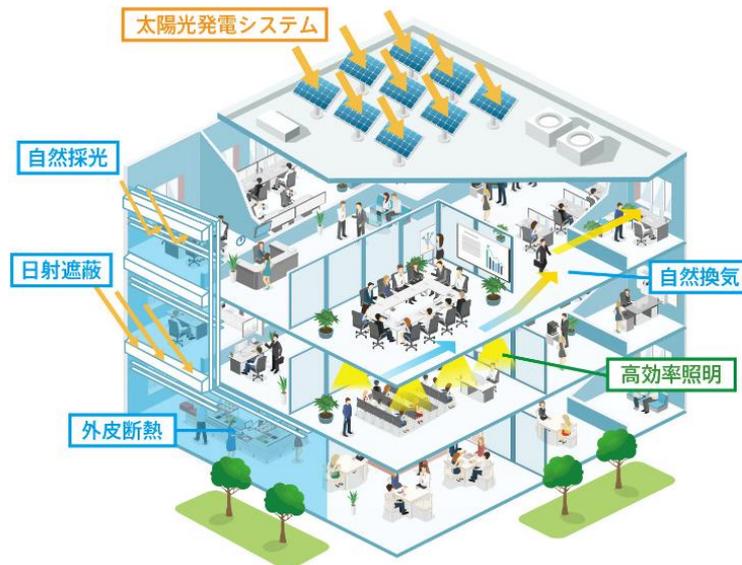


図 12 ZEB (Net Zero Energy Building) のイメージ (環境省資料)

参考：「ZEB Ready」の実現○鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糀町庁舎整備等事業（2022 年度（令和 4 年度）着工）における糀町庁舎の新築に当たり、省エネ技術の導入・熱負荷低減により、1 次エネルギーについて標準庁舎対比で 50%以上の削減に向けて検討しました。

③ DXによる脱炭素施策の推進

- 行政手続きのオンライン化を推進します。
- テレワークや WEB 会議の利用を推進します。
- 設備や施設の点検業務等に IOT 技術の導入を検討します。

④ 公用車の次世代自動車の導入検討

指標	2030 年度（令和 12 年度）目標値
電動車の導入	代替可能な選択肢がない場合等を除き、ハイブリッド車等の導入を検討する。

- 公用車への次世代自動車の導入について、再生可能エネルギーの技術革新の状況を踏まえながら、ハイブリッド車等の導入を検討します。

⑤ 職員の省エネルギー率先行動の推進

- 職員の省エネルギー率先行動（別表）を推進していきます。
- 全職員は、クールビズやのエネルギー削減につながる取組を引き続き実施します。
- 全職員は、業務の効率化・改善への取組を実施します。

ZEBの定義

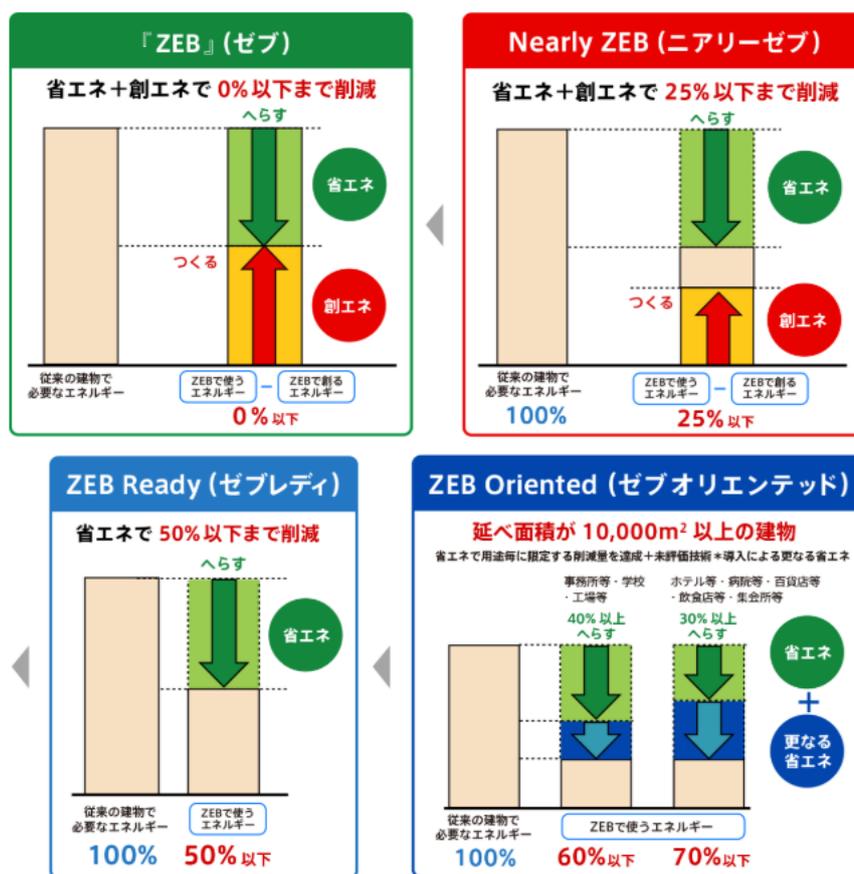


図 13 ZEB の定義（環境省 web site より）

(<https://www.env.go.jp/earth/zeb/detail/01.html>)

職員の省エネルギー率先行動

1 ゼロカーボン米子市役所アクションプランの周知・啓発
<p>【各所属（職員）における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職場内での本計画の周知・啓発を行う。
2 冷暖房機器の適正管理（外気温や体調等に応じた可能な範囲で実施。）
<p>【各所属（職員）における取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○クールビズ、ウォームビズを実践する。 ○庁舎暖房中におけるストーブ等の補助暖房機は、使用を停止する。
<p>【庁舎管理担当課・施設所管課における取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○冷暖房使用時は、適切な温度管理（室温目安…冷房時 28℃、暖房時 20℃）に努める。 ○空調機器のフィルターは、定期的に清掃する。
3 照明機器の適正管理
<p>【各所属（職員）における取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○始業前・昼休憩時間の照明は、原則消灯する。 ○時間外勤務の場合は、必要最低限のスペースのみ点灯する。 ○トイレ、会議室、給湯室等の常時利用しない部屋の照明は、必要時のみ点灯する。 ○書庫等の使用時の照明時間を短縮するため、整理整頓、所蔵リストを作成する。 ○会議の準備、後片付けの際には、不要な照明は消灯する。
<p>【庁舎管理担当課・施設所管課における取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廊下等の共有スペースの照明は、必要最小限の箇所のみ点灯する。 ○照明器具は定期的に清掃する。
4 OA 機器の適正管理
<p>【各所属（職員）における取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○パソコン未使用時は、ふたを閉じてスタンバイ状態又は電源をオフにする。 ○プリンターやコピー機等のOA機器は、未使用時の電源をオフにする。
5 業務の効率化・改善及びDX推進への取組
<p>【各所属（職員）における取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○DX推進に向けて、業務プロセスの根本的な見直しを行う。 ○事務の効率的遂行を検討し、時間外勤務を削減する。 ○会議・研修会等を実施する場合、その必要性を再考し、廃止や統合、より効率的な方法による実施等を検討する。 ○パソコンの共有ドライブやノーツの機能を活用した情報の共有化・ペーパーレス化の推進を行う。 ○稟議の起案及び協議の資料は、要点を抑えた必要最小限度とする。 ○電子申請を徹底し、行政手続の効率化を図る。
6 用紙類の削減
<p>【各所属（職員）における取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会議ではWEB会議やプロジェクターを活用するなど、紙による資料の削減に努める。 ○ミスプリントの防止のため、印刷プレビューを確認する。 ○両面印刷、集約印刷を徹底する。 ○りん議については、電子申請を徹底する。 ○カラーコピーの実施は、必要最小限とする。 ○広報等の印刷物は、必要部数のみ作成する。 ○FAXの送信票を省略する。

7 水道使用量の削減

【各所属（職員）における取組例】

- 洗面所における不要な水の流しっぱなしをやめる。
（手洗い、歯磨き、食器洗い等）
- 洗車時等の水を使用する作業においては、不要な水は使用しない。

8 公用車の適正利用

【各所属（職員）における取組例】

- アイドリングストップを励行する。
- エコドライブ（急加速はしない、不要物を積載しない等）を励行する。
- 整備点検（タイヤの空気圧、エンジンオイル交換等）を実施する。
- 近距離の移動は公用自転車を利用する。
- 会議の際は、WEB 会議やよなみーとの活用を検討する。
- エコ走行（相乗り、目的地までのルート確認）を実施する。

9 可燃ごみ排出量削減

【各所属（職員）における取組例】

- 廃棄物の種類に応じた分別を徹底する。
- 古紙の分別回収を徹底する。
- ファイルやフォルダーの繰り返し使用を徹底する。
- 使用済みの封筒を庁内用の文書送達簿等として再利用する。
- トナーカートリッジ、テープカートリッジの処分は、業者への引き取りを徹底する。
- シュレッダーの適正利用を徹底する。（個人情報等に係る書類を除く。）

10 その他環境に配慮した取組

【各所属（職員）における取組例】

- エレベーターの利用を控え、階段を利用する。
- 物品購入に際しては、「米子市グリーン購入調達方針」を遵守する。

【庁舎管理担当課・施設所管課における取組例】

- フロンの漏えいを防ぐため、フロン類を使用している機器の定期的な点検を行う。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画を推進するために、副市長を委員長とする「米子市脱炭素社会実現推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設けます。また、各所属長を計画推進責任者とし、環境政策課を事務局として計画の進捗を図り、取組を着実に推進します。

① 米子市脱炭素社会実現推進委員会

副市長を委員長、市民生活部長を副委員長とし、各部局長で構成します。本計画の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、本計画の策定及び改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 米子市脱炭素社会実現推進委員会事務局

環境政策課長を事務局長とし、環境政策課職員で構成します。事務局は、推進委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、推進委員会に報告します。

③ 計画推進責任者

各所属長を計画推進責任者として位置付け、各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

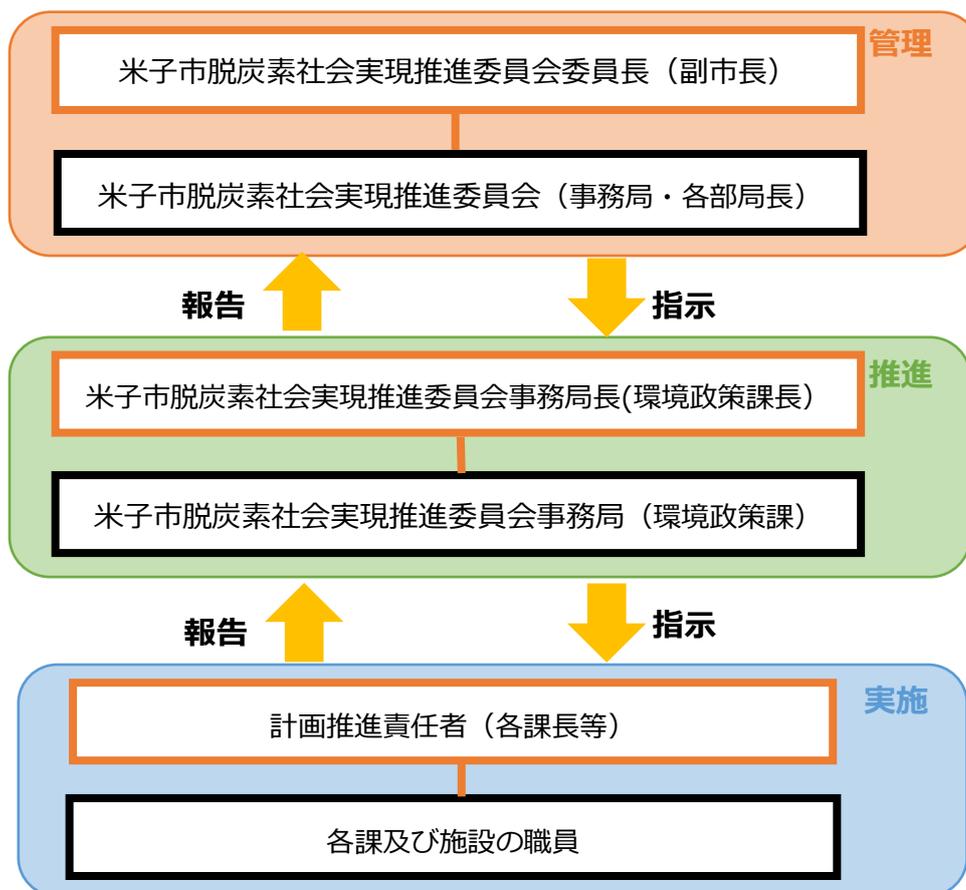


図 14 米子市事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

本計画進捗状況は、計画推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して推進委員会に報告します。推進委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 期間内におけるPDCA

推進委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2030年度（令和12年度））に改定の検討を行い、本計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

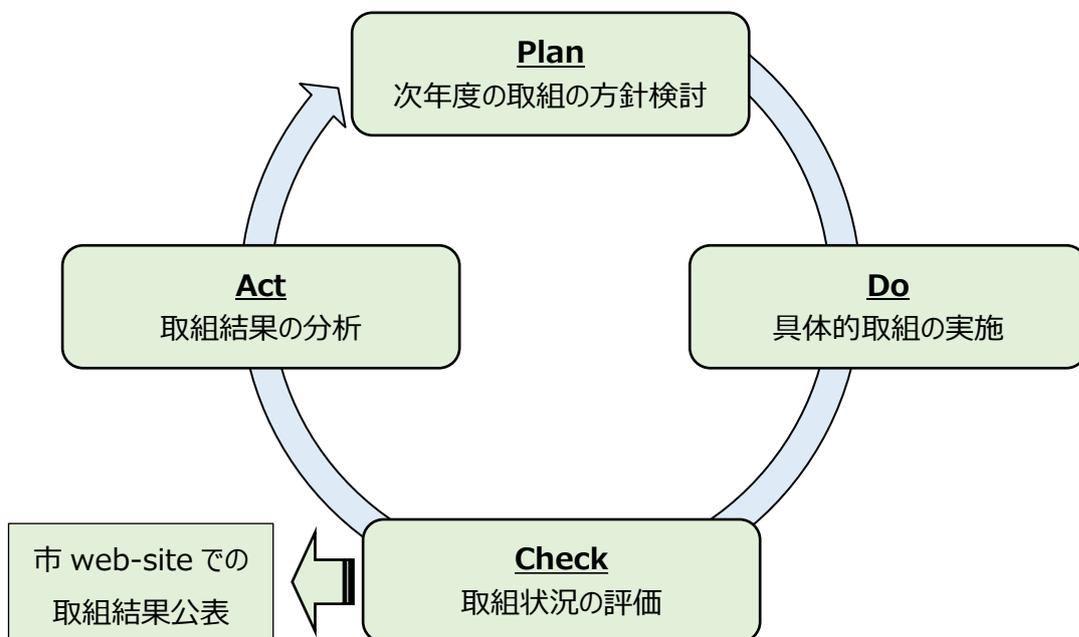


図 15 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

地球温暖化対策推進法第21条第10項の規定に基づき、本市の事務・事業における温室効果ガスの総排出量等を年度ごとに集計・解析し、基準年度との比較増減量及び増減率をホームページで公表します。

参考 関係法令等

本計画の具体的取組は、以下の法令及び条例による規定に関係しています。

■地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号） （地方公共団体実行計画等）

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

■国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号） （地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）

第 4 条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

■フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号） （指定製品及び特定製品の管理者の責務）

第 5 条

2 特定製品の管理者は、第 3 条第 1 項の指針に従い、特定製品の使用等をする場合には、当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために講ずる施策に協力しなければならない。

■エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号） （エネルギー使用者の努力）

第 4 条 エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めるとともに、電気の需要の平準化に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

■鳥取県地球温暖化対策条例（平成 21 年鳥取県条例第 36 号） （事業者及び県民の責務）

第 4 条 事業者及び県民は、事業活動等が地球温暖化に影響を及ぼしていることを認識し、その在り方を見直し、事業活動等における温室効果ガスの排出の抑制等のための取組（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための取組を含む。）を自主的に行うよう努めるとともに、県が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力するものとする。



水  まち  自然 
エンジョイ! よなご 

第2次ゼロカーボン米子市役所アクションプラン
(第4次米子市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編))
2026年(令和8年)3月策定
発行 米子市
編集 米子市市民生活部環境政策課
〒683-0852 鳥取県米子市河崎3280-1
(米子市クリーンセンター 2階)
電話: 0859-23-5256
FAX: 0859-23-5258
Email: kankyoseisaku@city.yonago.lg.jp